

令和5年第4回南知多町議会定例会（初日） 議事日程

日 時 令和5年6月7日  
 午前9時30分  
 場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番	
日程第2		会期の決定 6月7日～ 月 日 日間	
日程第3		町長諸般報告並びに提出案件の概要説明	
日程第4	報告第2号	令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費について	報 告
日程第5	議案第34号	損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館における児童の転倒事故）（追認）	即 決
日程第6	議案第35号	人権擁護委員の推薦について	即 決
日程第7	議案第36号	人権擁護委員の推薦について	即 決
日程第8	議案第37号	人権擁護委員の推薦について	即 決
日程第9	議案第38号	教育委員会委員の任命同意について	即 決
日程第10	議案第39号	南知多町税条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）

日程第 11	議案第 40 号	南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 12	議案第 41 号	令和 5 年度南知多町一般会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 13	議案第 42 号	令和 5 年度南知多町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 14	請願第 2 号	「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願	委員会付託 (総務建設)

報告第 2号

令和4年度南知多町一般会計予算繰越明許費について

令和4年度南知多町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越した  
たので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基  
づき、報告する。

令和 5年 6月 7日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和4年度南知多町繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	町債	
2	3	戸籍住民基本台帳費	円 4,422,000	円 4,422,000	円	円 4,421,000	円	円	円 1,000
6	1	経営体育成支援事業	円 30,000,000	円 30,000,000	円	円	円 30,000,000	円	円 0
6	3	水産業強化対策整備事業	円 288,116,000	円 285,900,000	円	円	円 285,900,000	円	円 0
6	3	漁港施設整備事業	円 4,440,000	円 4,440,000	円	円	円	円 4,000,000	円 440,000
7	1	師崎港観光センター周辺整備事業アドバイザー事業	円 18,865,000	円 18,865,000	円	円	円	円	円 18,865,000
8	2	道路橋りょう維持補修事業	円 2,904,000	円 2,904,000	円	円	円 639,000	円 400,000	円 1,865,000
10	3	スクールバス購入事業	円 17,558,000	円 8,386,000	円	円 3,750,000	円	円	円 4,636,000
11	2	道路橋りょう施設災害復旧事業	円 30,052,000	円 30,052,000	円	円 16,333,000	円	円 12,500,000	円 1,219,000
合計			396,357,000	384,969,000	0	24,504,000	316,539,000	16,900,000	27,026,000

## 議案第34号

### 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）

南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故による損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の議決を求める。

令和 5年 6月 7日

南知多町長 石 黒 和 彦

#### 1 相手方

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

#### 2 事故の概要

平成24年5月9日午前10時40分頃、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時小学校3年生の相手方児童が友人2人と追いかけてっこをしていたところ、床が雨漏りで濡れていたため、足を滑らせて転倒した際、顔面を床に打ちつけ前歯の外傷性脱臼及び歯槽骨を骨折する事故となったものである。

#### 3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金686,110円

(2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る治療費等として上記損害賠償の額を支払うこと。

議案第 35 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

住 所	*****
氏 名	澤 田 幸 藏
生年月日	*****

議案第 36 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

住 所	*****
氏 名	山 本 安 子
生年月日	*****

議案第 37 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

住 所	*****
氏 名	辻 真理子
生年月日	*****



議案第38号

教育委員会委員の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、次の者を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求め  
る。

令和 5年 6月 7日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

住 所	*****
氏 名	鈴木 理
生年月日	*****

議案第 39 号

南知多町税条例の一部を改正する条例について

南知多町税条例（昭和 37 年南知多町条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 7 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町税条例の一部を改正する条例

南知多町税条例（昭和37年南知多町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第33条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第35条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第37条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改め、「項の納期」の次に「（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）」を加える。

第42条第1項中「もの」を「者」に、「次に」を「次の各号に」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「当該給与所得について」を「、当該給与所得者について」に改め、同条第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第75条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の南知多町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

（2） 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の南知多町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令

和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき南知多町税条例第35条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 議案第39号 南知多町税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等が令和5年3月31日に公布されたこと及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の一部が令和6年1月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 個人の町民税関係

ア 令和6年度に森林環境税の課税が開始されることに伴う改正

（第33条の9、第37条、第40条、第42条、第45条、第45条の2

及び第45条の6関係）

イ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正

（第35条の3の2関係）

#### (2) 軽自動車税関係

ア 特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）の車両区分創設に伴う改正（第75条関係）

イ 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正

（附則第15条の2及び第16条の2関係）

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行する。

ア 第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に

1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに附則第2条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の南知多町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

イ 第35条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定 令和7年1月1日

(2) 町民税に関する経過措置

(3) 軽自動車税に関する経過措置



南知多町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第33条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の町民税の徴収方法等）</p> <p>第37条 個人の町民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>（個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第40条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とす</p>	<p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第51条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の町民税の徴収方法）</p> <p>第37条 個人の町民税は、第42条、第45条の2第1項、第45条の5又は第51条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第40条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び県民税額の合算額（第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第42条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法</p>	<p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第42条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けているもの(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法</p>

新	旧
<p>第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が、翌年の4月中である場合には同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が、翌年の4月中である場合には同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法に</p>

新	旧
<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第45条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴</p>	<p>よって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充</u>当する。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）</p> <p>第45条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴</p>

新	旧
<p>収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

議案第40号

南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例について

南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例（平成18年南知多町条例第31号）は、廃止するものとする。

令和 5年 6月 7日提出

南知多町長 石 黒 和 彦



## 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例

南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例（平成18年南知多町条例第31号）は、  
廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号 南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金条例を廃止する条例  
の提案理由の説明

1 廃止の理由

令和5年4月1日から南知多町漁業集落排水事業に公営企業会計が適用され、南知多町漁業集落排水事業の財源として、南知多町日間賀漁港漁業集落排水事業基金の全額を取り崩したため、現行条例を廃止する必要があるからである。

2 施行期日

公布の日

## 議案第41号

### 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,676,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和 5年 6月 7日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		560,099	121,852	681,951
	2 国庫補助金	135,755	121,852	257,607
15 県支出金		597,773	21,545	619,318
	2 県補助金	317,958	21,545	339,503
16 財産収入		3,900	249	4,149
	2 財産売払収入	4	249	253
19 繰越金		50,162	69,608	119,770
	1 繰越金	50,162	69,608	119,770
20 諸収入		197,893	△23,694	174,199
	4 雑入	179,087	△23,694	155,393
21 町債		159,814	23,000	182,814
	1 町債	159,814	23,000	182,814
歳入合計		7,463,496	212,560	7,676,056

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,261,570	42,811	1,304,381
	1 総務管理費	1,065,895	41,996	1,107,891
	3 戸籍住民基本台帳費	56,178	815	56,993
3 民生費		2,294,629	62,957	2,357,586
	1 社会福祉費	1,600,986	58,699	1,659,685
	2 児童福祉費	693,643	4,258	697,901
6 農林水産業費		325,356	18,465	343,821
	1 農業費	133,354	8,465	141,819
	3 水産業費	182,767	10,000	192,767
7 商工費		133,663	64,808	198,471
	1 商工費	133,663	64,808	198,471
9 消防費		478,313	9,435	487,748
	1 消防費	478,313	9,435	487,748
10 教育費		721,488	14,084	735,572
	1 教育総務費	180,283	6,750	187,033
	3 中学校費	125,340	1,223	126,563
	4 社会教育費	102,964	674	103,638
	5 保健体育費	217,538	5,437	222,975
歳出合計		7,463,496	212,560	7,676,056

第2表 地方債補正  
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティバス 購入事業	千円 19,300	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該利率見直し後の 利率)	政府資金につい てはその融資条件 により、銀行其他 の場合にはその債 権者と協定するも のとする。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還、又は低利に 借り換えすることが できる。
防災行政無線中継 局移設整備事業	3,700			
計	23,000			

令和5年度南知多町一般会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(△印は減)(単位:千円)

款
14 国庫支出金
15 県支出金
16 財産収入
19 繰越金
20 諸収入
21 町債
歳 入 合 計

補正前の額	補正額	計
560,099	121,852	681,951
597,773	21,545	619,318
3,900	249	4,149
50,162	69,608	119,770
197,893	△23,694	174,199
159,814	23,000	182,814
7,463,496	212,560	7,676,056

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,261,570	42,811	1,304,381
3 民生費	2,294,629	62,957	2,357,586
6 農林水産業費	325,356	18,465	343,821
7 商工費	133,663	64,808	198,471
9 消防費	478,313	9,435	487,748
10 教育費	721,488	14,084	735,572
歳 出 合 計	7,463,496	212,560	7,676,056

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,048	19,300	13,500	5,963
53,598		△5,929	15,288
12,273			6,192
31,000			33,808
	3,700	1,900	3,835
42,478		△33,666	5,272
143,397	23,000	△24,195	70,358

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	18,893	118,477	137,370
5 教育費国庫補助金	29,594	3,375	32,969
計	135,755	121,852	257,607

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	129,229	237	129,466
4 農林水産業費県補助金	100,164	308	100,472
8 商工費県補助金	0	21,000	21,000
計	317,958	21,545	339,503

1 6 款 財産収入

2 項 財産売払収入

2 物品売払収入	1	249	250
計	4	249	253

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	50,162	69,608	119,770
計	50,162	69,608	119,770

2 0 款 諸収入

4 項 雑入

3 雑入	179,085	△23,694	155,391
------	---------	---------	---------

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	総務管理費補助金		118,477	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 118,477
1	教育総務費補助金		3,375	学校保健特別対策事業費 3,375

2	児童福祉費補助金		237	保育所等給食費軽減対策支援金 237
1	農業費補助金		308	地域計画策定推進緊急対策事業費(市町村推進事業費) 308
1	商工費補助金		21,000	げんき商店街推進事業費 21,000

1	物品売払収入		249	物品売払収入 249
---	--------	--	-----	------------

1	繰越金		69,608	繰越金 69,608
---	-----	--	--------	------------

1	総務費雑入		14,001	海っ子バスICカード保証金 501 自治総合センターコミュニティ助成金(地域づくり) 10,000
---	-------	--	--------	--

1 4 款 国庫支出金

1 5 款 県支出金

1 6 款 財産収入

1 9 款 繰越金  
2 0 款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	179,087	△23,694	155,393

21款 町債

1項 町債

1 総務債	5,800	19,300	25,100
4 消防債	6,900	3,700	10,600
計	159,814	23,000	182,814

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		自治総合センターコミュニティ助成金(一般コミュニティ)	3,500
2 民生費雑入	△5,929	保育所主食費徴収金	△623
		保育所副食費徴収金	△5,306
7 消防費雑入	1,900	自治総合センターコミュニティ助成金(地域防災組織育成)	1,900
8 教育費雑入	△33,666	学校給食費徴収金(小学校分)	△20,081
		学校給食費徴収金(中学校分)	△13,585

1 総務管理債	19,300	コミュニティバス購入事業債	19,300
1 消防債	3,700	防災施設整備事業債	3,700

20款 諸収入 21款 町債



3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 企画費	38,627	9,988	48,615	4,048 国県支出金		3,500 諸収入	2,440
14 公共交通対策事業費	113,933	32,008	145,941		19,300 町債	10,000 諸収入	2,708
計	1,065,895	41,996	1,107,891	4,048	19,300	13,500	5,148

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	56,178	815	56,993				815
計	56,178	815	56,993	0	0	0	815

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	9,988	<b>●離島振興費(成長戦略室) 6,488</b> 18負担金、補助及び交付金 (6,488) 救急搬送を伴う海上タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金 6,488 <b>●まちづくり推進事業費(成長戦略室) 3,500</b> 18負担金、補助及び交付金 (3,500) コミュニティ助成事業補助金(一般コミュニティ) 3,500
10 需用費	4,464	<b>●公共交通対策事業費(成長戦略室) 32,008</b> 10需用費 (4,464)
11 役務費	2,136	消耗品費 4,004 印刷製本費 460
12 委託料	△8,308	11役務費 (2,136) 自動車登録点検手数料 113 自動車保険料 53 海っ子バス車内情報システム点検等手数料 1,640 バス停留所移設料 330
17 備品購入費	31,778	12委託料 (△8,308) 海っ子バス運行委託料 △8,308
18 負担金、補助及び交付金	1,874	17備品購入費 (31,778) 海っ子バス車両購入 31,778
22 償還金、利子及び割引料	64	18負担金、補助及び交付金 (1,874) 海っ子バス通学定期券購入補助金 1,394 小中学生海っ子バス運賃補助金 480
		22償還金、利子及び割引料 (64) 海っ子バスICカード保証金返還金 64

22 償還金、利子及び割引料	815	<b>●戸籍住民基本台帳一般管理費(住民福祉課) 815</b> 22償還金、利子及び割引料 (815) 国県支出金等返還金 815
----------------	-----	--

2 款 総務費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
9 電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金給付事業 費	0	58,699	58,699	43,411 国庫支出金			15,288
計	1,600,986	58,699	1,659,685	43,411	0	0	15,288

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	949	●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費(住民福祉課) 57,750
10 需用費	207	10 需用費 (207) 消耗品費 30
11 役務費	780	印刷製本費 177 11 役務費 (780)
12 委託料	2,463	郵便料 571 振込手数料 209
18 負担金、補助 及び交付金	54,300	12 委託料 (2,463) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付システム改修業務委託 料 2,463 18 負担金、補助及び交付金 (54,300) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 54,300
		●職員給与費 949 3 職員手当等 (949) 時間外勤務手当 949

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国庫支出金	地方債	その他
2 児童運営費	454,749	2,262	457,011	8,191 国庫支出金 7,954 県支出金 237		△5,929 諸収入
8 赤ちゃんに っこり支援 金	0	1,996	1,996	1,996 国庫支出金		
計	693,643	4,258	697,901	10,187	0	△5,929

10 需用費	967	●保育所一般管理費(健康子育て室) 2,262 10 需用費 (967)
18 負担金、補助 及び交付金	1,295	胎材料費 967 18 負担金、補助及び交付金 (1,295) 民間保育所運営費補助金 451 給食費無償化補助金 844
11 役務費	56	●赤ちゃんにっこり支援金給付事業費(健康子育て室) 1,996 11 役務費 (56)
18 負担金、補助 及び交付金	1,940	郵便料 29 振込手数料 27 18 負担金、補助及び交付金 (1,940) 赤ちゃんにっこり支援金 1,940

3 款 民生費

6款 農林水産業費  
1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	42,703	2,285	44,988	4,273 国庫支出金 3,965 県支出金 308			△1,988
4 畜産業費	502	6,180	6,682	3,000 国庫支出金			3,180
計	133,354	8,465	141,819	7,273	0	0	1,192

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	320	●農業振興対策事業費(産業振興課) 18負担金、補助及び交付金 1,965
18 負担金、補助及び交付金	1,965	●職員給与費 3職員手当等 時間外勤務手当
18 負担金、補助及び交付金	6,180	●畜産振興事業費(産業振興課) 18負担金、補助及び交付金 飼料価格高騰緊急対策事業費補助金

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

2 水産業振興費	30,940	10,000	40,940	5,000 国庫支出金			5,000
計	182,767	10,000	192,767	5,000	0	0	5,000

18 負担金、補助及び交付金	10,000	●漁業振興対策事業費(産業振興課) 18負担金、補助及び交付金 水産業等事業継続補助金
----------------	--------	---

7款 商工費  
1項 商工費

2 商工業振興費	33,412	53,808	87,220	31,000 国庫支出金 10,000 県支出金 21,000			22,808
4 観光振興費	75,258	11,000	86,258				11,000

10 需用費	110	●南知多町地域応援クーポン券発行事業費(産業振興課) 10需用費
11 役務費	2,059	11役務費 消耗品費
12 委託料	3,039	12委託料 クーポン券等関連事務委託料
18 負担金、補助及び交付金	48,600	18負担金、補助及び交付金 地域応援クーポン券交付金
12 委託料	11,000	●観光施設整備事業費(産業振興課)

6款 農林水産業費 7款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
計	133,663	64,808	198,471	31,000	0	0	33,808

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		12委託料 (11,000)
		内海観光センター整備事業実施設計業務委託料 11,000

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
4 災害対策費	48,759	9,435	58,194		3,700	1,900	3,835
					町債	諸収入	
計	478,313	9,435	487,748	0	3,700	1,900	3,835

14 工事請負費	7,535	●防災対策事業費(防災危機管理室)	7,535
		14工事請負費	(7,535)
18 負担金、補助及び交付金	1,900	防災行政無線中継局移設工事	7,535
		●防災対策事業費(防災危機管理室)	1,900
		18負担金、補助及び交付金	(1,900)
		コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成)	1,900

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
3 教育振興費	56,662	6,750	63,412	3,375			3,375
				国庫支出金			
計	180,283	6,750	187,033	3,375	0	0	3,375

18 負担金、補助及び交付金	6,750	●教育振興一般管理費(学校教育課)	6,750
		18負担金、補助及び交付金	(6,750)
		学校保健特別対策事業費補助金	6,750

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 学校管理費	108,504	1,223	109,727				1,223
計	125,340	1,223	126,563	0	0	0	1,223

13 使用料及び賃借料	127	●中学校一般管理費(学校教育課)	1,223
		13使用料及び賃借料	(127)
		南知多中学校駐車場用地借地料	127
14 工事請負費	1,096	14工事請負費	(1,096)
		篠島中学校特別支援教室空調機器取替工事	1,096

7 款 商工費      9 款 消防費      10 款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	12,069	674	12,743				674
計	102,964	674	103,638	0	0	0	674

節		説明
区分	金額	
10 需用費	674	<ul style="list-style-type: none"> <li>●尾州廻船主内田家維持管理費(社会教育課) <b>388</b></li> <li>10需用費 (388)</li> <li>修繕料 388</li> <li>●梅原邸維持管理費(社会教育課) <b>286</b></li> <li>10需用費 (286)</li> <li>修繕料 286</li> </ul>

10款 教育費

5項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源
4 給食施設費	166,756	5,437	172,193	39,103		△33,666	
				国庫支出金		諸収入	
計	217,538	5,437	222,975	39,103	0	△33,666	0

区分	金額	説明
10 需用費	5,437	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賄材料費(学校給食センター) <b>5,437</b></li> <li>10需用費 (5,437)</li> <li>賄材料費 5,437</li> </ul>

# 補正予算給与費明細書

## 一般会計

### 1 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	194 (163)	172,726	670,763	510,765	1,354,254	228,140	1,582,394	
補正前	194 (163)	172,726	670,763	509,496	1,352,985	228,140	1,581,125	
比較	0 (0)	0	0	1,269	1,269	0	1,269	

備考( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	補正前	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	比較	0	0	0	0	0
の内訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	60,061	550	1,242	168,877	113,342
	補正前	58,792	550	1,242	168,877	113,342
	比較	1,269	0	0	0	0
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	99,031	2,513			
	補正前	99,031	2,513			
	比較	0	0			

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	194 (9)		670,763	478,985	1,149,748	204,637	1,354,385	
補正前	194 (9)		670,763	477,716	1,148,479	204,637	1,353,116	
比較	0 (0)		0	1,269	1,269	0	1,269	

備考( )内は再任用短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	補正前	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	比較	0	0	0	0	0
の内訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	60,061	550	1,242	137,097	113,342
	補正前	58,792	550	1,242	137,097	113,342
	比較	1,269	0	0	0	0
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	99,031	2,513			
	補正前	99,031	2,513			
	比較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (154)	172,726		31,780	204,506	23,503	228,009	
補正前	0 (154)	172,726		31,780	204,506	23,503	228,009	
比較	0 (0)	0		0	0	0	0	

備考( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比較					
の内訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後				31,780	
	補正前				31,780	
	比較				0	
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後					
	補正前					
	比較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う 増減分		
		0		
職員 手当	1,269	制度改正に伴う 増減分		
		0		
区分		その他の増減分	1,269	時間外勤務手当 1,269千円

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高見込額  
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現 在 高	令和4年度末 現 在 高 見 込 額	令和5年度中増減見込				令和5年度末現在高見込額		
			令和5年度中起債見込額			元 金 償 還 見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			補正前の額	補 正 額	補正後の額				
1 普通債	3,744,890	3,577,286	115,500	23,000	138,500	371,366	3,321,420	23,000	3,344,420
(1) 総務	173,555	158,294	5,800	19,300	25,100	15,889	148,205	19,300	167,505
(2) 民生	136,700	141,300				17,086	124,214		124,214
(3) 衛生	2,600	2,600					2,600		2,600
(4) 農林水産	587,538	581,524	61,800		61,800	78,361	564,963		564,963
(5) 商工	73,900	76,870				5,556	71,314		71,314
(6) 土木	176,451	184,081	35,800		35,800	25,273	194,608		194,608
(7) 消防	626,417	579,528	6,900	3,700	10,600	62,417	524,011	3,700	527,711
(8) 教育	1,967,729	1,853,089	5,200		5,200	166,784	1,691,505		1,691,505
2 災害復旧債	49,936	58,665	12,500		12,500	6,314	64,851		64,851
(1) 農林水産	2,254	1,725				312	1,413		1,413
(2) 土木	47,599	56,940	12,500		12,500	6,002	63,438		63,438
(3) 教育	83								
3 その他	3,659,482	3,319,236	48,714		48,714	346,462	3,021,488		3,021,488
(1) 町民税減税 補てん債	22,967	14,825				6,271	8,554		8,554
(2) 臨時財政 対策債	3,636,515	3,304,411	48,714		48,714	340,191	3,012,934		3,012,934
合 計	7,454,308	6,955,187	176,714	23,000	199,714	724,142	6,407,759	23,000	6,430,759



議案第42号

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度南知多町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業収益	711,082千円	297千円	711,379千円
第1項	営業収益	554,757千円	△1,600千円	553,157千円
第2項	営業外収益	156,324千円	1,897千円	158,221千円

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業費用	691,807千円	297千円	692,104千円
第1項	営業費用	658,242千円	297千円	658,539千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第6条「離島水道対策のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、100,916千円である。」を「離島水道対策及び水道料金の減額に要する経費のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は、102,813千円である。」に改める。

令和 5年 6月 7日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和5年度南知多町水道事業会計

補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	水道事業収益		711,082	297	711,379		
	1	営業収益	554,757	△ 1,600	553,157		
		1	給水収益	538,340	△ 1,600	536,740	水道料金
	2	営業外収益	156,324	1,897	158,221		
		9	他会計補助金	0	1,897	一般会計補助金	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	水道事業費用		691,807	297	692,104		
	1	営業費用	658,242	297	658,539		
		3	総係費	53,691	297	53,988	委託料 総合住民情報システム改修

令和5年度南知多町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	10,543
減価償却費	232,864
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	225
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	50
長期前受金戻入額	△ 81,664
資本費繰入収益	△ 62,101
受取利息及び受取配当金	△ 40
支払利息	18,270
固定資産除却費	2,479
未収金の増減額 (△は増加)	△ 540
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,747
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△ 103
たな卸資産の増減額 (△は増加)	50
小計	116,286
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 18,270
業務活動によるキャッシュ・フロー	98,056

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 136,114
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	17,408
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	75,765
工事負担金の受入による収入	11,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,503

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 117,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 117,058

資金増加額(又は減少額)	△ 50,505
資金期首残高	679,836
資金期末残高	629,331

令和5年度南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1	固定資産	
(1)	有形固定資産	
	イ 土地	88,862
	ロ 建物	201,839
	減価償却累計額	△ 132,015
	ハ 構築物	9,861,462
	減価償却累計額	△ 5,105,943
	ニ 機械及び装置	1,538,992
	減価償却累計額	△ 1,299,173
	ホ 量水器	35,722
	減価償却累計額	△ 15,403
	ヘ 車両及び運搬具	4,527
	減価償却累計額	△ 3,964
	ト 工具器具及び備品	24,691
	減価償却累計額	△ 22,012
	チ 建設仮勘定	24,034
	有形固定資産合計	5,201,619
(2)	投資その他の資産	
	イ 破産更生債権等	16,106
	貸倒引当金	△ 16,106
	投資その他の資産合計	0
	固定資産合計	5,201,619
2	流動資産	
(1)	現金預金	629,331
(2)	未収金	133,214
	貸倒引当金	△ 540
(3)	貯蔵品	2,893
	流動資産合計	764,898
	資産合計	<u>5,966,517</u>

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,185,009	
	企業債合計		1,185,009
	固定負債合計		1,185,009
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	114,219	
	企業債合計		114,219
(2)	未払金		30,307
(3)	引当金		
	イ 賞与等引当金	4,392	
	引当金合計		4,392
	流動負債合計		148,918
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		
	イ 受贈財産評価額	131,860	
	収益化累計額	△ 102,461	29,399
	ロ 工事負担金	1,850,603	
	収益化累計額	△ 1,240,055	610,548
	ハ 国庫補助金	707,933	
	収益化累計額	△ 359,940	347,993
	ニ 県補助金	846,351	
	収益化累計額	△ 487,183	359,168
	ホ 町補助金	647,420	
	収益化累計額	△ 265,312	382,108
(2)	建設仮勘定長期前受金		
	イ 工事負担金		2,800
	繰延収益合計		1,732,016
	負債合計		<u>3,065,943</u>

		資 本 の 部	
6	資 本 金		2,410,122
7	剰 余 金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	6,362	
	資本剰余金合計		6,362
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	16,637	
ロ	建設改良積立金	306,444	
ハ	当年度未処分利益剰余金	161,009	
	利益剰余金合計		484,090
	剰 余 金 合 計		490,452
	資 本 合 計		2,900,574
	負債資本合計		<u>5,966,517</u>

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	12～50年
構築物	10～80年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～20年

#### (2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

#### 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、731,088千円である。

### 3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	30千円
1年超	0千円
計	30千円

令和5年度

5 引当金の取崩し

(1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,342千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損471千円に充てるため、貸倒引当金471千円を取り崩した。

南知多町水道事業会計補正予算明細書(第1号)

令和5年度水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業収益		711,082	297	711,379
	1	営業収益	554,757	△ 1,600	553,157
		1	給水収益	△ 1,600	536,740
	2	営業外収益	156,324	1,897	158,221
		9	他会計補助金	0	1,897
				1,897	1,897

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業費用		691,807	297	692,104
	1	営業費用	658,242	297	658,539
		3	総係費	53,691	297
				297	53,988

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	水道料金	△ 1,600	水道料金 △ 1,600
1	一般会計補助金	1,897	西尾市 1,897

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	2	委託料	297
		総合住民情報システム改修	297

令和5年第4回南知多町議会定例会

請 願 一 覧 表

令和5年6月

受付番号 ----- 受付月日	件名・請願者等	紹介 議員	付託 委員会
2 ----- 5.24	「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約 へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願	内田 保	総務建設



令和5年第4回南知多町議会定例会			
請 願 文 書 表			
受理日	令和5年5月24日	紹介議員	内田 保
受理番号	請 願 第2号		
請 願 者 の 住所・氏名	知多郡南知多町***** *****		
件 名	「唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約へ署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願		
付託委員会	総務建設委員会		
<p>(請願理由)</p> <p>核兵器は国際法で禁止されました。唯一の戦争被爆国の政府として核抑止力の幻想にたよらず、世界的な真の平和のリーダーとなることが求められています。</p> <p>2023年1月9日現在、核兵器禁止条約署名国は92カ国、批准は68カ国になりました。</p> <p>2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効。核兵器は違法化され、国際社会の規範として核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、使用などあらゆる活動が禁止されます。核兵器廃絶への歴史的な一歩です。核兵器のない世界をつくるチャンスです。多くの人が核兵器の廃絶を求めています。唯一の戦争被爆国の日本政府は核兵器禁止条約に背を向けています。禁止条約が発効するいま、日本政府こそが、核兵器のない世界の先頭に立つべきです。</p> <p>いま世界では、核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へとすすもう、という声広がっています。多くの国ぐにが被爆者の声に耳を傾け、「核兵器による安全」ではなく、「核兵器のない世界による安全」を選択し、核兵器禁止条約を支持し、参加しつづけます。唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭にたたなければなり</p>			

ません。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に応えることを訴えます。

つきましては、下記の事項を議会の意見書として採択し、政府・国会（内閣総理大臣・外務大臣・衆議院議長・参議院議長等）に提出していただくようお願いいたします。

#### 記

1. アメリカ等の核抑止勢力の仲間に入らず、唯一の戦争被爆国であり、憲法9条をもつ国として、直ちに核兵器禁止条約に署名・批准し世界平和をリードしてください。

以上

令和5年第4回南知多町議会定例会

陳 情 等 一 覧 表

令和5年6月

受付 番号	受付月日	件名・陳情者等	送付委員会
1	5. 1 6	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	総務建設
2	5. 2 3	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する要望書 ＊＊＊＊＊＊	総務建設
3	5. 2 4	最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	総務建設
4	5. 2 4	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	総務建設
5	5. 2 4	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	総務建設
6	5. 2 4	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	総務建設

7	5・24	<p>保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>*****</p> <p>*****</p>	文教厚生
8	5・24	<p>介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>*****</p> <p>*****</p>	文教厚生
9	5・24	<p>「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>*****</p> <p>*****</p>	文教厚生